

緑の基本計画 計画骨子

1 基本理念


昭和53年に制定した市民憲章では、『わたしたちは、自然と歴史を大切にし、緑ゆたかなまちをつくりましょう。』と定めています。また、平成3年に制定した緑の都市宣言では、全ての市民が力を合わせて緑の都市とすることを宣言しています。

さらに、令和3年に策定した本市の総合的かつ計画的な市政の運営を図るための計画である総合基本計画では、本市が目指す将来の姿（都市像）を『人と緑と産業が調和し 未来へひろがる 鎌ヶ谷』としていますが、まちが一段とにぎわいを増していく中でも、子どもからお年寄りまで、あらゆる世代の人々が、住み慣れた地域の中で、安心して暮らし、学び、活躍するとともに、これまで受け継いできた緑を大切にする想いが込められています。

本市は、春には梨の花が咲き、四季折々の自然に恵まれた緑あふれるまちです。

わたしたちの願いは、このうるおいとやすらぎを与える緑を守り、自然につつまれた美しいまちなみのなかで住み続けることです。

こうした想いを込めて緑のまちづくりの基本理念を次のとおり定めます。



緑豊かな自然環境を次の世代に残します

2 緑の将来像

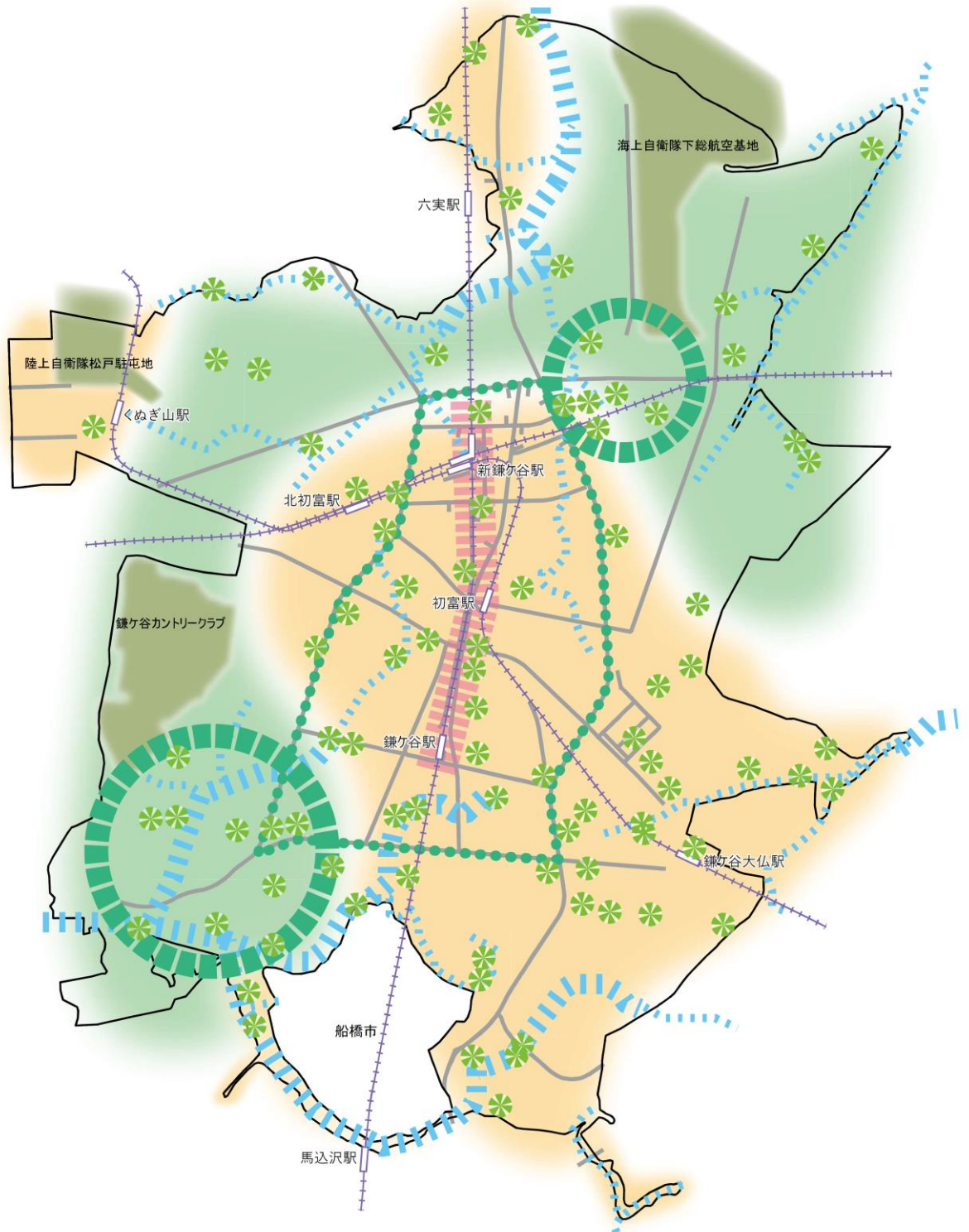
緑のまちづくりの基本理念『緑豊かな自然環境を次の世代に残します』の想いから、目指すべき緑の将来像を『みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち』とします。

この将来像には、緑豊かな自然環境を次の世代に残すことがわたしたちの使命であり、子供からお年寄りまでのみんながこれまで受け継いできた緑を大切にし、次の世代につなげていくことで、誰もが幸せと希望を感じることのできる自然につつまれた美しいまちであり続けていく想いを込めています。












みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち

緑の将来像図



凡例

- | | | | |
|--|--|--|---|
|  農地・樹林地・緑地ゾーン |  森とスポーツ・レクリエーションゾーン |  都市軸 |  道路の植栽 |
|  市街地緑化ゾーン |  緑の拠点 |  市街地外郭幹線 |  河川・水路 |
| | |  鉄道 | |

農地・樹林地・緑地ゾーン

農地、樹林地、河川を中心に広がる谷津の緑など豊かな自然環境が保全される地域です。

市街地緑化ゾーン

商業施設や住宅地が緑化され、生産緑地地区の農地や樹林地、公園等の緑とオープンスペースにより良好な生活環境が確保され、人々の生活と自然が共存し、緑豊かな住環境を形成する地域です。



森とスポーツ・レクリエーションゾーン

緑に囲まれた中でスポーツやレクリエーションが楽しめる施設等が集まる場所です。

北部地区は、市制記念公園、陸上競技場、市民体育館等を中心とした多目的なスポーツ・レクリエーションが楽しめる総合的な公園と生物の生息環境として貴重な栗野地区公園や丸山台緑地が連なります。

南部地区は、ファイターズ鎌ヶ谷スタジアム、市民の森、弓道場、アーチェリー場、中沢みんなのスポーツ広場、中沢多目的グラウンド等スポーツ・レクリエーションが楽しめる公園等のほか、河川を中心に農地、樹林地が広がる谷津に、白旗緑地、蛍の里等の水辺の生物の生息環境として貴重な場所も点在します。



緑の拠点

人々の様々な活動の場や生物の生息場所となる緑とオープンスペースは、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成など様々な機能があり、特徴的な緑や一定以上の規模の緑は地域の重要な拠点です。



都市軸[※]

公園、駅前広場、道路及び商業地の植栽等により、魅力ある都市機能の充実を図ります。

※都市軸とは、市の中央部に位置する「新鎌ヶ谷駅」「初富駅」「鎌ヶ谷駅」の3駅周辺とその間を結ぶ街路等を利用した一連の空間です。



市街地外郭幹線



道路の植栽

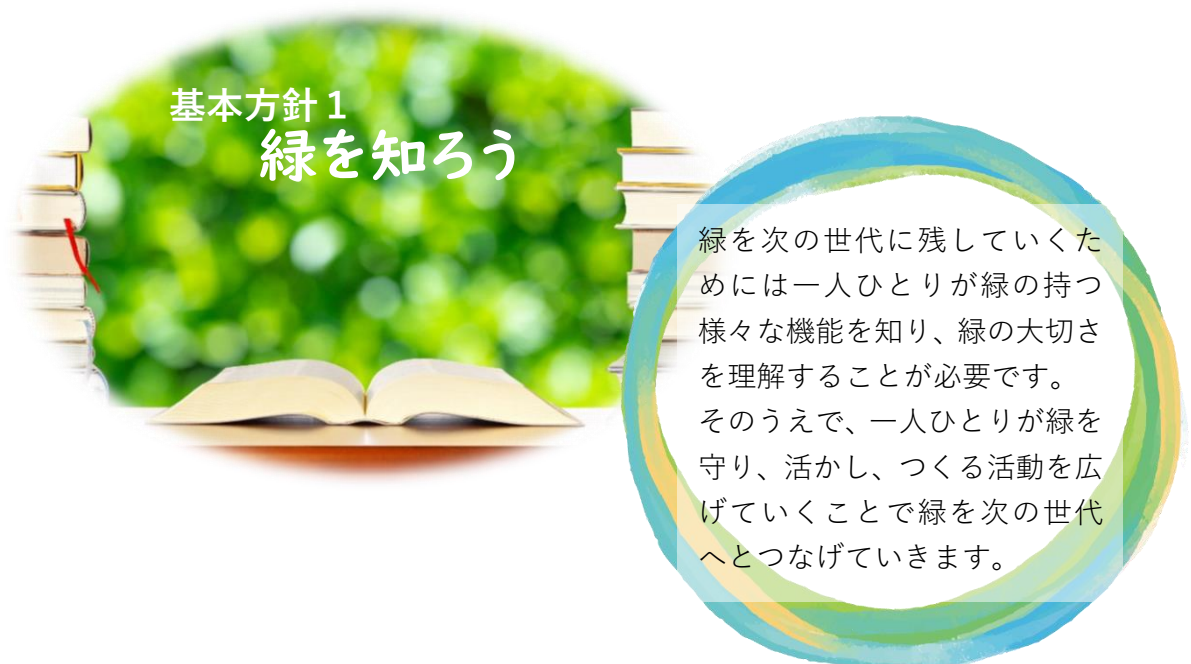
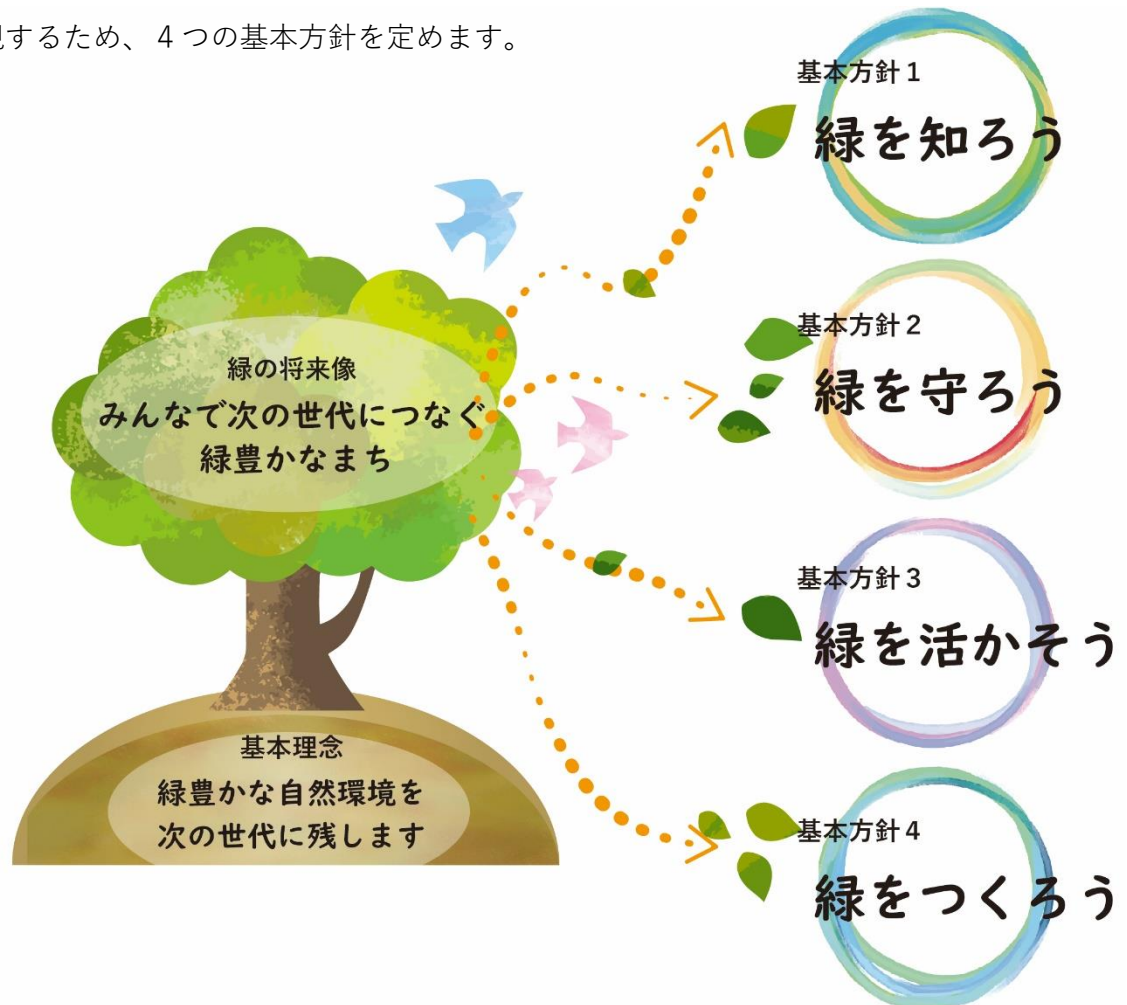



河川・水路

市街地外郭幹線をはじめとした都市計画道路等の植栽、河川・水路により、樹林地、農地、緑の拠点やゾーンを相互に結びつけ、生物の移動経路の確保等を行うことで生態系のネットワークを形成します。

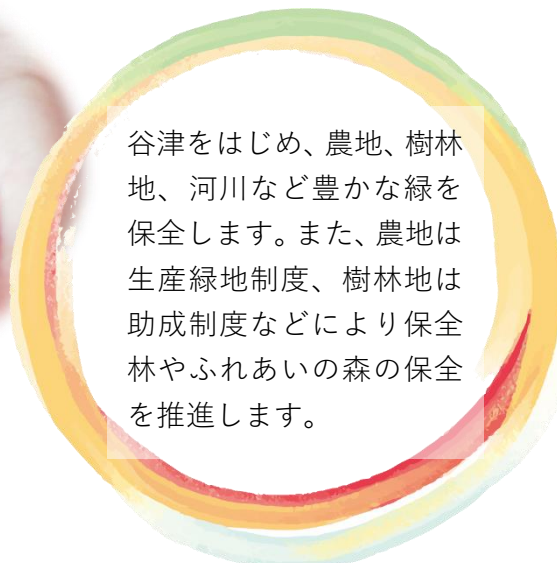
3 基本方針

緑の将来像「みんなで次の世代につなぐ 緑豊かなまち」を実現するため、4つの基本方針を定めます。






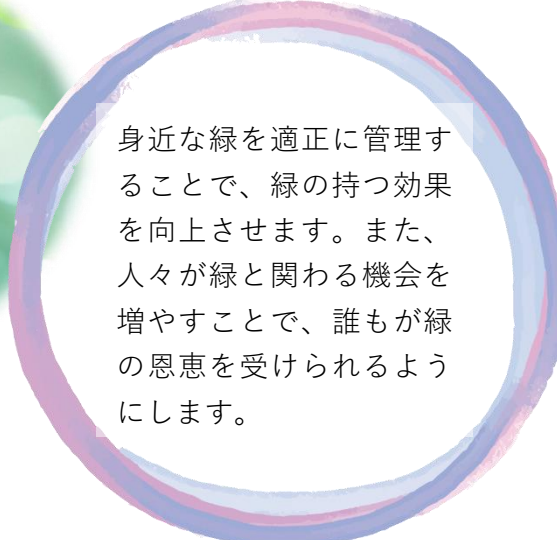
基本方針2
緑を守ろう




谷津をはじめ、農地、樹林地、河川など豊かな緑を保全します。また、農地は生産緑地制度、樹林地は助成制度などにより保全林やふれあいの森の保全を推進します。



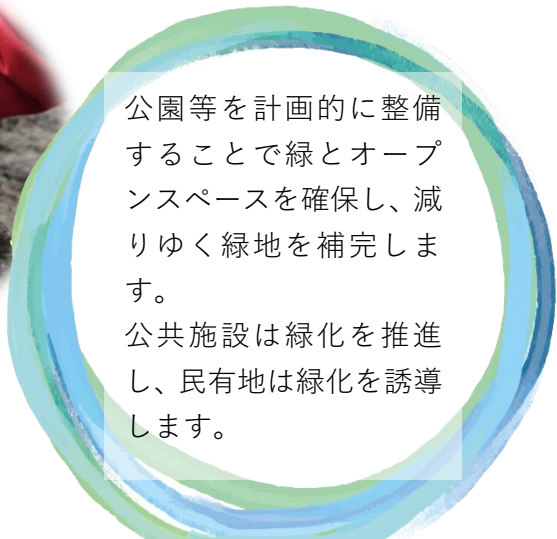
基本方針3
緑を活かそう



身近な緑を適正に管理することで、緑の持つ効果を向上させます。また、人々が緑と関わる機会を増やすことで、誰もが緑の恩恵を受けられるようにします。



基本方針4
緑をつくろう



公園等を計画的に整備することで緑とオープンスペースを確保し、減りゆく緑地を補完します。公共施設は緑化を推進し、民有地は緑化を誘導します。

4 計画期間及び計画対象区域等

本計画の計画期間、計画対象区域及び人口を次のように定めます。

(1) 計画期間

| 計画期間（12年間） |
|-----------------|
| 令和5年度から令和16年度まで |



(2) 計画対象区域

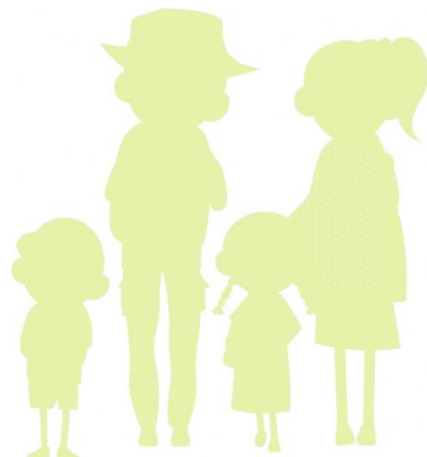
| 計画対象区域 |
|---------------------|
| 鎌ヶ谷市全域 (2,108ha) |

(3) 人口

緑地調査等を実施した令和2年度と、本計画の最終年度である令和16年度の人口です。

| 人口 | |
|--------------------|---------------------|
| 109,887人 (令和2年) | 105,900人 (令和16年) |

出典：令和2年は「住民基本台帳人口（10月1日時点）の実績値」、
令和16年は「総合基本計画に係る人口推計値（10月1日時点）」



5 計画の目標

緑の基本計画では、緑に関する取り組みの効果や緑の豊かさを確認するために、量に着目した目標を定めます。

(1) 緑地の確保目標

緑地面積（施設緑地と地域制緑地の計）は、平成13年と令和2年で比較すると268haから224haに大きく減少しています。このため、減少傾向の農地や樹林地を可能な限り保全し、都市公園を計画的に整備していくことで緑地を確保します。

緑地の確保目標については、具体的な数値を目標とせず、現状維持していくことを目指す方向性として定めます。

※施設緑地とは都市公園及び公園に準じる機能を持つもの（ふれあいの森、児童遊園、グラウンドなど）で、地域制緑地とは法律等（生産緑地地区や河川など）により緑としての土地利用が担保されているものです。



■緑地の確保目標

| 指標名 | 現状値 (令和2年度) | 目指す方向性 (令和16年度) |
|------------------------|----------------|--------------------|
| 緑被率 | 43% | → |
| 緑地面積 (施設緑地と地域制緑地の計) | 224ha | → |

※緑被率とは、市全体の面積に占める緑被地の割合です。緑被地とは、緑で覆われた土地（樹林地、草地、農地、水面に大別）で、デジタル航空写真から判読して抽出し、面積を算出しています。

(2) 都市公園の整備目標

都市公園を計画的に整備し、令和16年度までに市民一人当たり都市公園面積を3.3㎡から4.1㎡にすることを目標として定めます。



■都市公園の整備目標

| 指標名 | 現状値 (令和2年度) | 目標値 (令和16年度) |
|-------------------|----------------|-----------------|
| 市民一人当たり 都市公園面積 | 3.3㎡ | 4.1㎡ |

※市民一人当たりの都市公園面積を3.3㎡から4.1㎡に増やすには、令和2年度の都市公園面積35.9ha（359,227㎡）から約7.0ha（70,000㎡）、およそ東京ドーム（4.7ha）の1.5倍の面積を整備する必要があります。